

越谷市防犯カメラ設置補助金 パンフレット

防犯をもっと身近に！自宅に防犯カメラを設置しませんか？

- 防犯意識の向上を図り、犯罪の起きにくいまちづくりを進めるため、個人宅及び自治会館等の集会施設に設置する防犯カメラの購入費等に、補助金を交付します。

1 受付期間(先着順です)

申請受付期間	令和7年(2025年)3月19日(水)から令和7年(2025年)12月26日(金)まで
--------	---

※市役所での受付は土日・祝日を除く 9:00～17:00まで

※提出書類に不備がある場合は受け付けできません

※先着順のため、予算の範囲を超えた場合は、申請受付期間内であっても受付を終了します

※予算の範囲を超える申請があった場合は、超えた日に到着した申請(不備があるものを除く)の中から、抽選により交付対象者等を決定します

※受付期間外の申請は受付できませんのでご了承ください

2 補助金額

(1)補助金額	補助対象経費の1/2の額(千円未満切り捨て)を補助金の額として、 限度額は 30,000 円
(2)補助対象経費	防犯カメラの購入費及び購入した防犯カメラの設置に係る諸経費

3 補助対象者(申請は1世帯 or 1自治会1回までです)

(1) 個人	・市内に住所を有する方 ※市税等を滞納していないこと
(2) 自治会	自治会館等の集会施設に設置する場合のみ対象

※申請書に記載する誓約事項に同意いただけない場合は、交付できません

4 申請方法(以下のいずれかの方法で申請してください)

(1) 窓口	くらし安心課窓口(越谷市役所本庁舎3階)
(2) 郵送	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷 4-2-1 くらし安心課 防犯カメラ補助金窓口 宛に 郵送状況が確認できる方法(簡易書留又はレターパックプラス)で送付してください。
(3) 電子申請	電子申請フォームから申請してください。 

5 補助対象機器(次の条件を満たす防犯カメラが対象です)

- (1)越谷市内の店舗等で購入するもの (2)自宅又は集会施設の屋外に設置するもの
- (3)自宅又は集会施設の出入口の周辺又は出入口に接している道路を継続して撮影するもの
- (4)撮影したデータを録画する機能を備えたもの (5)夜間などの暗闇でも撮影ができるもの
- (6)追跡機能を有していないもの (7)未使用品であること (8)リース品は対象外
- (9)国、地方公共団体等の公的機関が行う他の補助制度を利用する場合は対象外

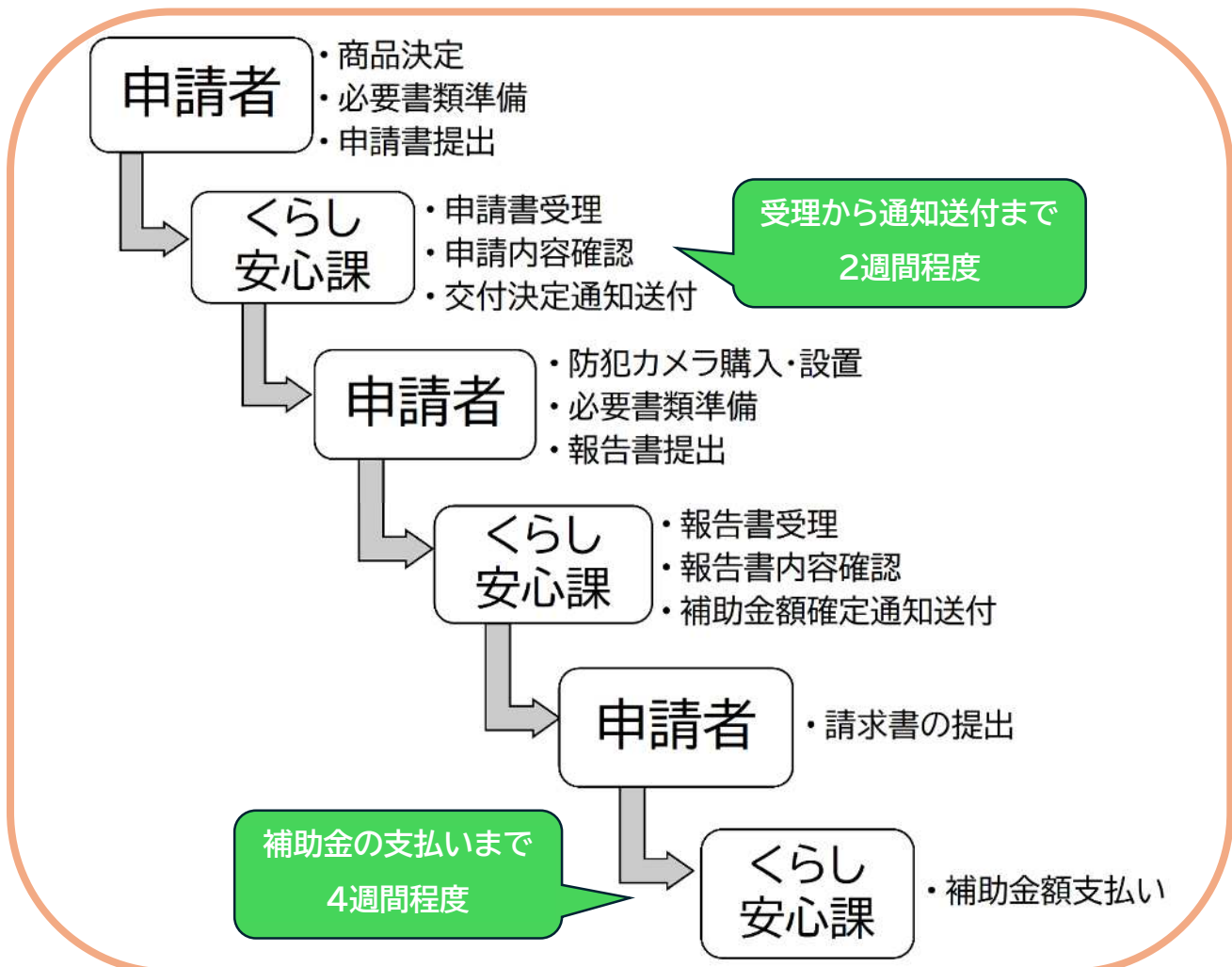
※下線部は、補助対象となる防犯カメラの機能要件になりますので、十分にご確認ください

※移動式のムービーカメラやカメラ機能付き携帯電話・スマートフォン・タブレットは補助対象外です

6 提出書類(提出された書類は返却できません)

- (1)交付申請書(第1号様式)
- (2)購入等に係る経費の内訳がわかる見積書
- (3)防犯カメラの設置位置及び撮影範囲を示した図
- (4)設置場所の写真
- (5)同一世帯の家族以外が代理人として申請する場合は委任状

7 申請の流れ



8 設置計画を変更する場合

防犯カメラの購入・設置にあたり、交付決定を受けた内容(補助対象機器、購入予定店舗、設置場所等)を変更又は中止しようとするときは、購入・設置する前に「計画変更等承認申請書(第3号様式)」を提出して、市の承認を受けてください。

9 設置完了後は、速やかに実績報告及び請求書を提出してください

設置完了後は、速やかに実績報告書(第5号様式)及び請求書(第7号様式)に必要書類を添えて提出してください。書類審査後、申請者が指定した金融機関の口座(※申請者本人の口座又は自治会の口座)に、補助金が振り込まれます。振込日についての個別連絡はいたしませんので、振り込みがされているか各自でご確認をお願いします。

10 注意事項

- ・提出書類を審査し、必要がある場合には、現地調査を行う場合があります。
- ・補助金を受領し設置した補助対象機器については、設置完了から耐用年数(5年)の間、適切な管理を継続しなければなりません。やむをえない事情で処分等をおこなう場合には、処分前に「財産処分承認申請書(第8号様式)」を提出してください。

11 よくある質問(Q&A)

補助対象者・補助対象機器について

Q 1	すでに購入または設置した機器は対象になりますか？
A 1	なりません。申請前に購入、設置したものは対象外です。

Q 2	自らが居住する住宅以外に設置する場合も対象となりますか？
A 2	なりません。申請時点で住所を有し、自らが居住する住宅に設置する場合にかぎり補助の対象となります。

Q 3	市外在住者ですが、市内の実家に親が住んでおり防犯カメラを設置したい。申請はできますか？
A 3	代理人として申請が可能です。世帯構成員以外の方からの申請の場合は委任状が必要となります。

Q 4	店舗や事業所に設置する場合は申請できますか？
A 4	できません。本補助金は、個人宅及び自治会館等の集会施設に設置する防犯カメラが補助の対象となります。

Q 5	録画機能付きインターフォンは対象になりますか？
A 5	なりません。補助対象となる防犯カメラは、同一場所を継続して撮影する必要があります。また、防犯カメラの設置は犯罪を未然に防ぐことが目的となりますので、犯行を行おうとする者が容易に気が付く箇所に設置し、一見して防犯カメラとわかるものが対象となります。

申請方法について

Q 6	窓口での申請受付時間は何時から何時までですか？
A 6	土日・祝日を除く 9:00 から 17:00 までです。

Q 7	郵送申請の場合、申請日は発送日又は消印日になりますか？
A 7	郵送申請の場合は、申請書等が市役所に到着した日を申請日として取り扱います。ただし、申請書類等に不備がある場合は受理できません。

Q 8	電子申請の場合、申請日の取り扱いを教えてください。
A 8	電子申請は、23:59:59 までの申請を当日の申請として取り扱います。

Q 9	窓口での所要時間はどれくらいかかりますか？
A 9	申請書類の確認を行いますので、窓口での所要時間は10～15分程度を見込んでいます。状況によっては、長時間お待ちいただく場合もありますので、電子申請での申請もご検討ください。

交付申請・実績報告などの提出書類について

Q10	必要書類はどのように用意したらよいですか？
A10	(1)設置場所の位置及び撮影範囲を示した図  <u>A4 サイズの用紙</u> に作成してください。防犯カメラを設置する場所及び周辺の道路を記載してください。また、カメラの向きと撮影範囲を線で記入してください。手書き可です。 (2)設置場所の分かる写真  設置場所を撮影したものを <u>A4 サイズに印刷</u> してお持ちください ※申請時・報告時で可能な限り同じレイアウトでの撮影をお願いします。

Q11	添付する見積書に補助対象機器以外のもの(撤去費等)が含まれていても良いですか？
A11	問題ありません。ただし、補助額を算定するにあたり、補助対象経費が明確にわかる必要がありますので、内訳の分かる見積書を添付してください。

Q12	郵送や電子申請で書類の不足や不備があった場合は、不決定になりますか？
A12	直ちに不決定にはなりません。こちらから連絡し、不足書類の提出や修正をお願いしますので、申請時に記入する連絡先は、平日日中に連絡が取りやすいものにしてください。なお、書類の不足等があると、交付決定までに時間を要しますので、提出前に十分にご確認をお願いします。

Q13	店頭でカタログをもらえませんでした。どうしたらよいですか？
A13	防犯カメラの機能は、本補助金の要件になりますので、書類でご提出いただく必要があります。購入店にご相談いただくか、インターネットで検索し、該当する防犯カメラの製品詳細がわかるページをご自身で印刷してご提出ください。

購入、設置、補助額について

Q14	カメラを複数台購入しても補助の対象になりますか？
A14	なります。カメラを複数台購入しても構いません。ただし、補助金額は、カメラ1台につき上限 30,000 円ではなく、1申請につき上限 30,000 円となりますのでご注意ください。

Q15	既存の防犯カメラを買い替える場合、撤去費や移設費は補助の対象になりますか？
A15	なりません。購入する防犯カメラ本体及び設置に必要な部材、工事費が補助対象経費となります。

Q16	ネットショッピングや市外の店舗での購入は補助の対象になりますか？
A16	なりません。市内の販売店や事業所等での購入に限ります。

Q17	購入時の割引等がある場合、補助金額に影響はありますか？
A17	購入時に販売店で割引がある場合には、それらを差し引いた額が補助対象経費となります。そのため、提出いただく見積書には、割引額を含めた総費用が分かるものとしてください。

Q18	防犯カメラのみを購入し、自分で設置する場合も補助の対象となりますか？
A18	なります。ただし、申請時及び報告時に提出いただく「設置場所の分かる写真」で、申請通りに設置されているか確認します。※必要に応じて、現地調査を行う場合があります。

Q19	申請後、すぐに購入手続きを始めても良いですか？
A19	すぐに手続きを始めないでください。提出された書類を審査したのち、交付決定通知(又は不交付決定通知)を送付します。交付決定通知が到着後に、購入手続きを始めてください。

変更・中止について

Q20	交付決定後に見積りや内容に変更があった場合、どのような手続きが必要ですか？
A20	申請内容に変更がある場合(機器の変更／購入店舗の変更／設置場所の変更)は、購入・設置する前に「変更等承認申請書(第3号様式)」を提出してください。 ※補助金の増額は行いません。

Q21	交付決定後に購入を中止した場合、どのような手続きが必要ですか？
A21	「変更等承認申請書(第3号様式)」を提出してください。

補助金の請求及び交付について

Q22	請求書に記載する口座は、申請者本人以外の口座でも可能ですか？
A22	不可です。申請者本人の口座にしか振り込みできません。ただし、自治会の場合は、自治会の口座に振り込みます。

Q23	請求書を提出しましたが、補助金はいつ頃に振り込まれますか？
A23	越谷市が請求書を受理した日から約4週間後に指定の口座に振り込みます。振り込みの完了については通知しませんので、ご自身でご確認ください。

12 申請前のチェックリスト

書類作成時の注意事項

確認事項	✓
消せるボールペンで記入していませんか？消せるボールペンでの記入は受け付けできません。	
ご提出いただいた書類は、返却いたしません。	
誤って記入したときは、修正テープなどを使用せず、二重取り消し線を引いてください。	
電子申請の場合、添付書類の文字や数字等がきちんと解読できるデータを提出してください。	

補助金を受けるうえでの前提条件

確認事項	✓
越谷市内に住所を有していますか？(いいえの場合、申請者からの委任状が必要です)	
越谷市内の店舗等からの購入ですか？	
国、地方公共団体等の公的機関が行うほかの補助制度との併用はありませんか？	
【個人のみ】申請時点で、市税等(市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税並びに国民健康保険税)の滞納がありませんか？	

(1) 交付申請書	✓
【個人のみ】住所、氏名の表記は、住民基本台帳に登録されている表記と一致していますか？	
電話番号は、平日日中に連絡が取りやすいものですか？	
「購入(予定)店舗等」の「名称」の記入欄には、店舗名称が支店名まで記入してありますか？	
補助対象経費に、 <u>既存のカメラの撤去費や移設費</u> ※を含めていませんか？ ※補助対象経費に含まれませんので、それらは除いて計算してください。	
「補助対象経費×50/100」の記入欄には、「補助対象経費」を2で割り、1,000 円未満を切り捨てた額になっていますか？	
交付申請額は、「補助対象経費×50/100」の記入欄の額又は 30,000 円のいずれか小さい方の額になっていますか？	
裏面の誓約・同意事項をよく確認し、全てに「✓」が入っていますか？	
以下の添付書類は揃っていますか？	
(2) 添付書類	✓
見積書は、防犯カメラの購入及び設置等に係る経費(補助対象経費)の内訳が分かるものですか？	
見積書の有効期限は、申請書提出時点で有効期限内になっていますか？	
防犯カメラを設置する場所の写真を用意しましたか？(A4サイズに印刷又はA4サイズ用紙に貼付)	
防犯カメラを設置する位置及び撮影範囲を示した図を用意しましたか？ (A4サイズ用紙で作成。手書き可)	
【代理申請の場合】申請者からの委任状を用意しましたか？ ※申請者と同一の世帯のご家族が申請する場合は不要です。	